

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年8月23日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

病気の具合が悪いことから、（自立更生免除申請に必要な）見積書の提出が遅れたため。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 1 年 3 月 5 日	諮問
平成 3 1 年 4 月 1 9 日	審議（第 3 2 回第 2 部会）
令和 元年 5 月 1 7 日	審議（第 3 3 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

ア 法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

イ 法 5 条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないと規定している。

ウ また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

エ したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基

準とされた金額から控除されることになる。

(2) 費用返還義務について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

イ そして、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」等（自立更生費）を控除して差し支えないとしている。しかし、遡及受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、厳格に対応することが求められるとし、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」としている（課長通知1・(2)）。

ウ　そして、法 6 3 条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成 2 5 年（行コ）第 2 7 号事件・平成 2 5 年 4 月 2 2 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

エ　さらに、「生活保護問答集について」（平成 2 1 年 3 月 3 1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 1 3 - 5 ・答(1)によれば、法 6 3 条は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

もつとも、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められる場合として、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額については、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えないものとされ（問答集問 1 3 - 5 ・答(2)）、返還額の決定は、そのような決定を適当とする事情を具体的かつ明確にした上で実施機関の意思決定として行うものとされている（同・答(3)）。

(3) 年金に係る収入認定及び資力の発生時期について

ア　「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6

年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(ア)は、年金については、その実際の受給額を認定することとし、また、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アは、厚生年金保険法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとしている。

イ そして、課長通知1・(2)は、遡及受給した年金収入に係る費用返還の決定における、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、・・・年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」としている。

ウ さらに、問答集問13-6・答(1)によれば、既往分の年金が一括して支給された場合について、年金受給権が生じた日から法63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととされ、資力の発生時点が保護の開始前となる場合であっても、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定することのないよう留意することとされている。

(4) 金銭の給付を目的とする権利の時効について

地方自治法236条1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅すると規定し、また、同条2項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別

の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものと規定している。

- (5) なお、次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。

2 本件処分について

- (1) 本件においては、以下の各事実が認められる。

ア 請求人は、厚生年金の加入期間として179月、厚生年金基金の加入期間として21月を有していたところ、年金の受給要件の短縮措置が導入されたことから、担当者の案内に基づき、請求人に係る年金の受給資格の手続を資産調査専門員に委任したこと。

イ 請求人は、処分庁による請求手続により、平成29年10月、同年9月の支給分から老齢基礎年金及び老齢厚生年金（月額66,566円）の受給が始まったため、処分庁に対し、同各年金について、本件収入申告書を提出していること。

そのため、処分庁は、同年11月分からの請求人の保護費の算定において、同額を請求人の収入として認定していること。

ウ 処分庁は、平成30年2月1日に入金した企業年金17,900円（平成29年2月から平成30年1月までの分）については、同年2月の請求人の収入として認定していること。また、審理員の調査によれば、処分庁は、同年3月以降の企業年金（月額1,491円）については、請求人の毎月分の収入として認定していること。

エ 担当者は、家庭訪問時に請求人に対し、本件入金の返還手続に関して、自立更生費についての申立てができること、その場合は、処分庁に対し、平成30年6月中に行うように案

内したところ、請求人から、当該期限内に申立てはなかったこと。

オ 処分庁は、企業年金の遡及支給分である本件入金的全額を請求人の資力と認定し、自立更生費については該当がないとした上で、当該資力の発生時点については、「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」であっても、返還すべき保護費の範囲は5年を超えて遡ることはない（1・(4)）ことから、①企業年金の受給資格の発生日（平成6年12月）から本件資力発生日の月（平成25年9月）までの間（18年10か月）に相当する部分の337,120円については、本件資力発生日を当該資力の発生時点とし、②（①以外の部分について）平成25年10月以降、企業年金が請求人の収入として認定された平成29年2月の前月である同年1月までの間の各月においては、年金の月額である1,491円（ただし、同期間の各年の2月については、1,499円）については、当該各月を資力の発生時点とし、法63条の規定に基づき、本件返還対象期間における請求人への各月の支給済保護費と比較し、当該各月の認定した資力に相当する保護費相当額の累計額（本件返還対象額）について、請求人に対し、返還を求める旨の本件処分を行ったこと。

- (2) 以上のことから、請求人の企業年金に係る資力の発生時点は、年金受給権発生日である保護開始以前の平成6年12月となるところ、このような場合であっても、法63条に基づく費用返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象にすることとされているのであるから（1・(3)・イ）、処分庁が、時効等を考慮して、遡及支給分の企業年金のうち、平成6年12月から平成25年9月分に相当する

337,120円については、本件資力発生日（平成25年9月1日）を資力の発生日とし、本件返還対象期間のうち平成25年10月以降の各月分に相当する月額1,491円又は1,499円については、各月の初日をそれぞれの資力の発生日とした上で、当該各月の支給済保護費に相当する当該各資力の累計額（396,784円）を本件における返還金額と決定した判断（本件処分）は、上記1の法令等の規定に則って適正になされたものと認められ、また、違算等も認められないことから、何ら違法、不当な点はない。

- 3 請求人は、上記（第3）のとおり、処分庁の返還金額算定に際して、遅れて提出した自立更生費の請求についての認定がなされていないとして、本件処分の違法、不当を主張しているものと解される。

しかしながら、関係資料によれば、請求人が、処分庁に対して、自立更生に要するものであるとして、家電製品等に係る見積書を提出したのは、本件処分後の平成30年9月11日であったこと、また、担当者が請求人に対し、自立更生に関する申請については、同年6月中に行うように指導しているが、請求人は、当該期限内にこれを行っていないことがそれぞれ認められる。

そうすると、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)